

○経済産業省告示第四百十八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和六年九月十日

経済産業大臣 齋藤 健

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の</p>	<p>輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の</p>

いずれかに該当するものとする。

一〇二十九 (略)

三十 ペルフルオロオクタン酸 (別名 P F O

A) 若しくはペルフルオロアルカン酸 (構

造が分枝であって、炭素数が八のものに限

る。) 又はこれらの塩

三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質で

あつて次に掲げるもの

イ 一・一・一・一・二・二・二・三・三・四・

四・五・五・六・六・七・七・八・八・

ヘプタデカフルオロ―八―ヨードオクタ

ン (別名ペルフルオロオクチル||ヨージ

ド)

いずれかに該当するものとする。

一〇二十九 (略)

三十 ペルフルオロオクタン酸 (別名 P F O

A) 又はその塩

(新設)

ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・

七・七・八・八・九・九・十・十・十・十・

ヘプタデカフルオロデカン―――オール

(別名八・ニフルオロテロマーアルコー

ル)

三十二・三十三 (略)

三十一・三十二 (略)

附 則

この告示は、令和七年一月十日から施行する。ただし、第三十号の改正規定は、令和六年九月十日から施行する。